

お知らせ

「小児慢性特定疾病に係る新たな告示と当協会の対応について」

2024年4月15日

厚生労働省から小児慢性特定疾病（小慢）に係る告示第475号（2014年12月18日）の一部を改正する告示が発出され、2024年4月1日に施行されました（厚生労働省告示第95号 2024年3月19日）。改正告示では、1998年から継続されてきた「成長ホルモン治療を行う場合の疾病の状態の程度」が撤廃されることになりました。すなわち、主な改正点として、成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症におけるGH治療開始時の身長とIGF-Iの基準、すべての対象疾患における身長による終了基準が撤廃されたことが挙げられます。これにより、GH治療に関わる小慢独自の要件がなくなり、GH製剤の添付文書に基づく適切な治療であれば小慢の助成の対象となることになりました。

成長科学協会は、小慢の助成対象としての要件を満たすかどうかをGH治療適応判定書に追加して記載していました。このたびの改正告示によりその必要がなくなったため、今後は小慢に関わる記載を終了いたします。

成長科学協会は、小慢の改正告示による影響なども見ながら、GH製剤の適正使用を推進するための活動を継続します。なお、GH治療適応判定のご依頼には、これまで通りに間脳下垂体機能障害研究班による診断と治療の手引き、および、添付文書の記載に基づいて判定いたします。

公益財団法人 成長科学協会
理事長 田中 敏章